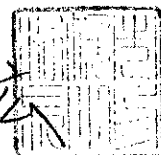


札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第49号

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表1から別表3までを次のように改める。

別表1

会計年度任用職員事務補助職給料表

号俸	給料月額
	円
1	182,600
2	187,500
3	192,800

備考 この表は、市長が別に定める事務補助の業務に従事する会計年度任用職員に適用する。

別表2

会計年度任用職員標準職給料表

号俸	給料月額
	円

1	2 1 3, 4 0 0
2	2 1 8, 8 0 0
3	2 2 3, 2 0 0
4	2 2 7, 7 0 0
5	2 3 2, 1 0 0
6	2 3 6, 3 0 0
7	2 4 0, 7 0 0
8	2 4 5, 5 0 0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表 3

会計年度任用職員専門職給料表

号俸	給料月額
	円
1	2 5 1, 0 0 0
2	2 5 5, 7 0 0
3	2 6 0, 4 0 0
4	2 6 5, 5 0 0
5	2 7 1, 0 0 0
6	2 7 6, 7 0 0
7	2 8 2, 2 0 0
8	2 8 7, 5 0 0

備考 この表は、市長が別に定める専門性の高い業務に従事する会計年度任用職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第47号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の別表1から別表3までの規定は、令和6年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の同条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同条例の規定による給与の内払とみなす。